

弁護士 井上洋一(中小企業診断士・1級FP技能士・CFP)

あいさん事務所便り

連絡先：〒445-0853
西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2階
愛三西尾法律事務所
電話：0563-53-0220
FAX：0563-53-0222
e-mail: inoue@aisan-law.jp



いよいよ改正相続法が施行

◆相続法が改正された経緯

相続法は、昭和55年に改正されて以来、大きな見直しがされてきませんでした。

一方、この間、日本社会の高齢化が進展するなど社会経済の変化が生じ、今回の改正では、このような変化に対応するために、約40年ぶりに相続法に関するルールを大きく見直しています。

◆見直されたルール

具体的には、自筆証書遺言が書きやすくなったり、残された配偶者の居住権を守る制度ができたり、故人の預貯金が一定程度すぐに引き出せるようになるなどの見直しがされました。

また、介護をしていた「お嫁さん」が報われる制度もでき、遺留分制度も大きく見直されました。

これら見直されたルールの施行期日は、原則的に令和元年7月1日からですので、いよいよ改正相続法がスタートします。

そこで、今回は、皆さまに最も身近なテーマと思われる遺言を取り上げます。

自筆証書遺言が書きやすく

◆方式の緩和

今までは、遺言書の全文を自書する必要がありました。全部の手書きは負担が重いですよね。また、自筆証書遺言は、自分だけで作れてしまうため、方式違反等で無効になることが多々ありました。

今回の改正で、パソコン等で作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書を目録として添付したりして遺言を作成することが出来るようになりました。

◆自筆証書遺言の保管制度

今まで、自筆証書遺言は自宅で保管されることが多かったです。そうすると、遺言書が紛失したり、相続人により隠されたり捨てられるというリスクもあります。

今回の改正で、法務局という公的機関で遺言書を保管してくれる制度ができました。

自筆証書遺言の保管制度の施行は、来年の7月ですのでまだ少し先ですが、遺言書の紛失や隠匿の防止となり、遺言書の存在の把握が容易になると思います。

また、自筆証書遺言は、家庭裁判所での検認という面倒な手続を経ないといけませんが、この制度を使うと検認が不要に

なるというメリットもあります。

遺言書の作成はとても大切

◆遺言3大お断り文句

遺言書を作っていない方に理由を聞くと、大体、「まだ元気だから遺言を書くのは早い」、「うちの子たちは仲が良いから、遺言なんてなくても揉めない」、「うちは財産が少ないから遺言なんて必要ない」という言葉が出てきます。

でも、実は、この遺言3大お断り文句はリスクがいっぱいです。

遺言書は遺書ではありません。そもそも、元気な内にしか遺言書は作れません。認知症になって判断力が低下してから作ろうとしても、そのような遺言は無効です。

また、今は皆が仲良くても、将来、現実には相続が発生したときには、住宅ローンや自分の子の学費でお金が必要になっていたりと事情が変わっていて、兄弟間で相続争いが発生することはよくあります。

長寿化や核家族化、権利意識の高揚により、近年は相続争いが激増しています。さらに、相続財産が少ない方が相続争いが多いというデータすらあります。

◆裁判所のデータから

相続争いの現実を。裁判所のデータから具体的な数字で見てください。

家庭裁判所の遺産分割事件数を見ると、昭和63年は約8,000件でしたが、平成29年は約1万6,000件と、30年間で約2倍に増えています。

そして、相続争いを金額でみると、遺産額5,000万円以下の事件が75%を占めており、遺産額1,000万円以下でも32%

を占めているのです。

裁判所に持ち込まれる遺産分割事件の約3分の1が、遺産額1,000万円以下の事件なのです。

決して、相続争いは資産家だけの問題ではありません。相続争いは、普通の家庭に起きる普通の事件です。

◆まずは相続争いの防止

相続というと、いきなり相続税を心配される方がたくさん見えます。しかし、相続税の申告数は、相続発生件数全体の僅か8%に過ぎません。

相続税対策も大切ですが、順序としては、第一に相続争いや遺産分割争いを起こさない対策が必要です。

骨肉の親族争いを防止するためには、やはり遺言書の作成が一番大切なところ です。

当事務所よりひと言

先日、西三河のファイナンシャル・プランナーを対象にして、改正相続法について研修講師をしてきました。

40年ぶりの相続法の大改正ですので、改正には様々な内容があり、会社の事業承継にも影響を与えるものがありますが、まずは、身近な遺言書から考えて行くのがよいと思っています。

相続争いが起きやすいケースや有効な遺言書の書き方など、改正相続法に対応した遺言作成セミナーも行うことができますので、顧問先の皆さまにおいて興味関心がございましたら、お気軽にお申し付けいただきますようお願い申し上げます。